

1 第201回国会概観

1 会期及び活動等の概要

（召集・会期）

第201回国会（常会）は、1月20日に召集され、同日、参議院議場において開会式が行われた。会期は、6月17日までの150日間であった。

（院の構成）

参議院では、召集日当日の本会議で議席の指定が行われた後、7特別委員会（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、地方消費者、震災復興）の設置が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、9特別委員会（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、拉致問題、消費者問題、科学技術、震災復興、原子力、地方創生）の設置が行われた。

（政府4演説）

1月20日、衆参両院の本会議で、安倍内閣総理大臣の施政方針演説、茂木外務大臣の外交演説、麻生財務大臣の財政演説及び西村国務大臣の経済演説のいわゆる政府4演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）が、衆議院で同22日及び23日、参議院で同23日及び24日にそれぞれ行われた。

（令和元年度補正予算）

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年12月5日閣議決定）の実行に必要な経費の追加等を行うとともに、税收見積りの減額、公債金の増額等を行うため、1月20日、令和元年度補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、1月28日

に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、1月29日から予算委員会において質疑が行われ、同30日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（1）参照）。

（令和二年度総予算）

令和二年度総予算は、1月20日、衆議院に提出された。

同総予算は、衆議院では、2月28日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月2日から予算委員会において質疑が行われ、同27日に同総予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同総予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（2）参照）。

（新型コロナウイルス感染症の流行）

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市を中心に発生した新型コロナウイルス感染症は、短期間で全世界に広がり、我が国を含め、感染者・死者は多数に上る一方、同感染症のまん延を防ぐための経済活動の縮小や停止により、約90年前の世界大恐慌以来の世界的経済危機を迎えつつあり（IMF予測）、我が国においても、戦後最大の危機に直面（4月7日、安倍内閣総理大臣記者会見発言）している。

国会においても対策を迫られることと

なり、両院それぞれの議院運営委員会において対応が協議され、様々な措置が採られた。

参議院では、密閉空間・密集場所・密接場面のいわゆる「3密」を回避すべく、本会議や各委員会において、議員同士の間隔を広げて着席し、また、場内ではマスクの着用に努める旨の申合せを行うなど、前例のない対応を行った。議場においては押しボタン式投票装置が設置されていない席まで活用したため、平時は押しボタン式投票による採決を行うところで起立採決を採用した。衆議院は参議院のように議場の議席数に余裕がないこともあり、採決時等を除き各会派において出席議員を調整する措置を採り、出席していない議員は審議中継映像を視聴した。

また、両院において、議員や秘書等が感染した場合に議員名や事務所等を公表することとした。さらに、国会内には来場者の体温を計測するサーモグラフィーを設置する一方、参観等については実施を中止するなど、対応は多岐にわたった。

3月13日に新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第46号）が可決、成立し（衆参での審査の概要は、後述3（1）参照）、これに基づき政府は4月7日、初めて、7都府県を対象とした「緊急事態宣言」を発出した。閣法第46号の附帯決議において、宣言の発出等に当たっては国会への事前報告を求めていることを踏まえ、同日、宣言発出前に両院の議院運営委員会で、それぞれ安倍内閣総理大臣から報告を聴取し、質疑を行った。その後も両院の議

院運営委員会で、緊急事態宣言に関し、同16日（区域変更）、5月4日（期間延長）、同14日（区域変更）、同21日（区域変更）及び同25日（解除宣言）に、それぞれ西村国务大臣から報告を聴取し、質疑を行った。議院運営委員会で内閣総理大臣に対する質疑を行ったのは、昭和50年10月17日以来、約45年ぶりのことであった。

（令和二年度第1次補正予算）

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の実行に必要な経費の追加等を行うとともに、公債金の増額を行うため、4月27日、令和二年度第1次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、休日ではあったが4月29日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、同じく4月29日から予算委員会において質疑が行われ、同30日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（3）参照）。

（令和二年度第2次補正予算）

新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費の追加等を行うとともに、公債金の増額を行うため、6月8日、令和二年度第2次補正予算が衆議院に提出された。

同補正予算は、衆議院では、6月10日に予算委員会及び本会議でそれぞれ可決され、参議院に送付された。

参議院では、6月11日から予算委員会において質疑が行われ、同12日に同補正予算を可決すべきものと決定した。

同日の本会議においても、同補正予算は可決され、成立した（衆参での審査の概要は、後述2（4）参照）。

（国家公務員法等改正案をめぐる動き）

国家公務員の定年を段階的に65歳に引き上げること等を内容とする「国家公務員法等の一部を改正する法律案」（閣法第52号）については、4月16日に衆議院で審議入りしたが、同法律案には検察庁法の一部改正も含まれており、そのうち、検事長等幹部職員の定年を最大3年延長できるとする特例規定に対し、SNSを中心に世論の反発が強まった。同法律案は衆議院内閣委員会で質疑が進められていたが、5月15日、同法律案を所管する武田国務大臣に対し不信任決議案が提出されたため、審査は中断した。同18日、安倍内閣総理大臣は記者団に対し、国民の理解なくして前に進めることはできない旨述べ、その後、衆議院において同法律案の審査は進められず、会期末において審査未了となった。

世論の反発の背景には、内閣が1月31日、東京高等検察庁検事長について、定

年を半年延長する閣議決定を行ったこと、この際、従来の政府解釈を変更し、国家公務員法を根拠にしたことや、これに係る森法務大臣の国会答弁が混乱し、衆議院において同大臣の不信任決議案提出に至ったこと等もあると考えられる。

なお、前記検事長については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言下の5月、複数回にわたり新聞記者等と賭けマージャンを行っていた事実が明らかになり、辞職に至った。

（会期延長をめぐる動き）

会期最終日の6月17日、衆議院において、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社会保障を立て直す国民会議及び社会民主党の野党各党から衆議院議長に対し、新型コロナウイルス感染症に対し万全の対策を講じるため、12月28日まで194日間の会期延長を求める申入れを行った。本申入れに関し、同日の衆議院議院運営委員会において会期延長の件が諮られ賛成少数により否決、衆議院本会議においては会期延長に関し議長が発言するなど、2国会続けて野党から会期延長を求めたことを含め、会期延長をめぐり異例の展開となったが、当初会期のとおり、6月17日に閉会した。

2 予算・決算

（1）令和元年度補正予算

令和元年度補正予算3案は、1月20日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、1月24日に趣旨説明を聴取し、同27日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した

後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

1月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、1

月29日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌30日に総括質疑を行い、同30日に締めくくり質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

1月30日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

（２）令和二年度総予算

令和二年度総予算3案は、1月20日、衆議院に提出され、同24日に衆議院予算委員会、同29日に参議院予算委員会において、それぞれ趣旨説明を聴取した。

その後、衆議院では、2月3日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、立国社及び共産が2派共同で提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、総予算3案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、3月2日及び3日に基本的質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、その後、一般質疑（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を同4日に、一般質疑（財務大臣及び関係大臣出席）を同5日、6日、11日、17日、25日及び26日に行った。

このほか、集中審議（安倍内閣総理大臣、財務大臣及び関係大臣出席）を、3月9日（内政・外交の諸課題）、16日（現下の諸課題（新型コロナウイルス対応等））及び23日（安倍内閣の基本姿勢）に行った。

また、3月10日に公聴会を行ったほか、同18日及び19日には各委員会における委嘱審査を行った。

3月27日には、締めくくり質疑（安倍内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った。質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、総予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、討論を行い、採決の結果、総予算3案は可決され、成立した。

（３）令和二年度第1次補正予算

令和二年度第1次補正予算3案は、4月27日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、4月27日に趣旨説明を聴取し、同28日から質疑を行った。同29日に質疑を終局した後、立国社及び共産が2派共同で提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算3案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

4月29日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、4月29日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌30日に総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

4月30日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

（４）令和二年度第2次補正予算

令和二年度第2次補正予算3案は、6月8日、衆議院に提出された。

衆議院では、予算委員会において、6月8日に趣旨説明を聴取し、同9日から質疑を行った。同10日に質疑を終局した後、立国社及び共産が2派共同で提出した編成替動議の趣旨弁明を聴取し、補正予算3案及び動議に対する討論を行い、採決の結果、動議を否決し、補正予算3案を原案どおり可決すべきものと決定した。

6月10日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会において、6月11日に趣旨説明を聴取し、同日及び翌12日に総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、補正予算3案を可決すべきものと決定した。

6月12日の本会議において、討論を行い、採決の結果、補正予算3案は可決され、成立した。

（５）平成三十年度決算

平成三十年度決算外2件は、第200回国会の令和元年11月19日に提出された後、参議院では、第200回国会の令和元年12月2日に本会議で概要の報告及び質疑を行い、同日の決算委員会で概要説明を聴取した。その後、今国会の本年4月1日には、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。

以降、決算委員会では、4月6日から5月18日まで4回にわたり省庁別審査を、同25日に准総括質疑を行い、6月15日には、締めくくり総括質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、平成三十年度決算は是認することとし、5項目について内閣に警告すべきものと決定した。次いで平成三十年度決算審査を踏まえた措置要求決議を行った。また、平成三十年度国有財産関係2件は、いずれも是認すべきものと決定した。

6月17日の本会議において、討論を行い、採決の結果、平成三十年度決算は委員長報告のとおり是認することとし、内閣に対し警告することに決した。また、平成三十年度国有財産関係2件はいずれも委員長報告のとおり是認することに決した。

なお、4月6日の決算委員会では、平成二十九年度決算に関する本院の議決等について政府の講じた措置の説明を聴取した。

平成三十年度予備費2件は、6月15日の決算委員会で概要説明を聴取した後、平成三十年度決算外2件と一括して質疑を行い、同日質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

6月17日の本会議において、平成三十年度予備費2件はいずれも承諾することに決した。

3 法律案・条約・決議等

（審議の概況）

内閣提出法律案は、今国会提出59件、

継続1件のうち、56件が成立した（成立率93.3%）。

参議院議員提出法律案は、今国会提出30件であったが、成立した法律案はなかった。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出27件、継続51件のうち、8件が成立した（成立率10.3%）。

条約は、今国会提出16件の全てが承認された。

議決案件は、今国会提出1件が可決された。

承認案件は、今国会提出1件が承認された。

決議案は、今国会提出1件であったが、可決された決議案はなかった。

（１）新型インフル対策特措法改正案

新型コロナウイルス感染症の発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況に鑑み、この法律の施行の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等とみなし、同法に基づく措置を実施するため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律案」（閣法第46号）が、3月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、3月11日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月12日の本会議において、同法律案

は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された内閣委員会で、3月13日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

3月13日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（２）令和２年度歳入関連法案

「所得税法等の一部を改正する法律案」（閣法第3号）は1月31日に、「地方税法等の一部を改正する法律案」（閣法第6号）及び「地方交付税法等の一部を改正する法律案」（閣法第7号）は2月4日に、それぞれ衆議院に提出された。

衆議院では、閣法第3号について、2月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財務金融委員会で、同14日に趣旨説明を聴取し、同21日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第6号及び同第7号については、2月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同18日に趣旨説明を聴取し、同20日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

2月28日の本会議において、閣法第6号及び同第7号は討論の後、いずれも可決され、次いで、閣法第3号が討論の後、可決され、上記3法律案は参議院に送付された。

参議院では、閣法第3号について、3月6日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された財政金融委員会で、同10日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同24日に質疑を終局し、同27日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

また、閣法第6号及び同第7号については、3月11日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された総務委員会で、同17日に趣旨説明を聴取し、同18日から質疑を行った。同19日に質疑を終局し、同27日に討論を行い、採決の結果、両法律案をいずれも可決すべきものと決定した。

3月27日の本会議において、閣法第6号及び同第7号は討論の後、いずれも可決され、また、閣法第3号が討論の後、可決され、上記3法律案は成立した。

（３）憲法八条議決案件

天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和2年4月30日までの間において、社会福祉事業の資に充てるため、1億円以内を賜与することができるようにする「日本国憲法第八条の規定による議決案」（閣議第1号）が、3月13日、衆議院に提出された。

衆議院では、付託された内閣委員会で3月25日に趣旨説明を聴取し、直ちに採決の結果、可決すべきものと決定した。

3月26日の本会議において、同議決案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、付託された内閣委員会で3月31日に趣旨説明を聴取し、直ちに採

決の結果、可決すべきものと決定した。

3月31日の本会議において、同議決案は可決された。

（４）歳費法改正案

国会議員の歳費の月額について、令和2年5月1日から同3年4月30日までの間、2割削減する措置を講じるため、4月27日、衆議院議院運営委員会において、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」を委員会提出法律案（衆第8号）とすることと決定した。

4月27日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された議院運営委員会で、「国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案」（参第6号）と一括議題とされ、4月27日に両案の趣旨説明を聴取し、質疑を行った。同日に衆第8号について質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、衆第8号を可決すべきものと決定した。

4月27日の本会議において、衆第8号は可決され、成立した。

（５）国家戦略特区法改正案

最先端技術の活用と規制緩和により、未来社会の先行実現を目指す「スーパーシティ」構想の実現に向けた制度を整備するとともに、自動車の自動運転等の高度で革新的な実証実験のための道路運送車両法等の特例措置の追加等の措置を講じる「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律案」（閣法第5号）が、2月4日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月2日の本会議で趣旨

説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同7日に質疑を行った。同日に質疑を終局し、同15日に討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

4月16日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月13日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同15日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月27日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

（６）地域公共交通活性化法等改正案

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を一層推進するため所要の措置を講じる「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」（閣法第20号）が、2月7日、衆議院に提出された。

衆議院では、3月24日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、4月10日に趣旨説明を聴取し、同14日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月16日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月20日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された国土交通委員会で、同21日に趣旨説明を聴取し、同26日に質疑を行った。同日に質疑を終局した後、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月27日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（７）特定高度システム供給導入法案、デジタルプラットフォーマー法案

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するために必要な支援措置を講じる「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案」（閣法第22号）、デジタルプラットフォーム提供者の自主性及び自律性に配慮しつつ、デジタルプラットフォームにおける取引の透明性、公正性を向上させるために必要な措置を講じる「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案」（閣法第23号）が、2月18日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月3日の本会議で両法律案について趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、両法律案が付託された経済産業委員会で、同日に趣旨説明を順次聴取し、同10日から質疑を行った。同17日に質疑を終局した後、まず閣法第22号について討論を行い、採決の結果、可決すべきものと決定した。次に閣法第

23号について、共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

4月23日の本会議において、両法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、両法律案が付託された経済産業委員会で、5月14日に趣旨説明を順次聴取し、同19日から質疑を行った。同26日に質疑を終局した後、閣法第23号について共産が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、両法律案及び修正案について討論を行い、採決の結果、まず閣法第22号について可決すべきものと決定し、次に閣法第23号について修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月27日の本会議において、両法律案は可決され、成立した。

（８）国民年金法等改正案

社会経済構造の変化に対応し、年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、被用者の老齢厚生年金に係る在職中の支給停止制度の見直し、老齢基礎年金等の受給を開始する時期の選択肢の拡大、確定拠出年金の加入可能要件の見直し、児童扶養手当と障害年金の併給調整の見直し等の措置を講じる「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律案」（閣法第34号）が、3月3日、衆議院に提出された。

衆議院では、4月14日の本会議で、「年金積立金管理運用独立行政法人法等の一部を改正する法律案」（衆第7号）とともに趣旨説明を順次聴取し、質疑を行っ

た。その後、両法律案が付託された厚生労働委員会で、同日に趣旨説明を順次聴取し、同17日から質疑を行った。同日に閣法第34号に対する立国社提出の修正案について趣旨説明を聴取し、同24日から両法律案及び修正案に対し質疑を行った。5月8日に衆第7号及び閣法第34号に対する立国社提出の修正案の撤回を許可し、閣法第34号について質疑を終局した後、自民、立国社、公明及び維新の4派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、閣法第34号を修正議決すべきものと決定した。

5月12日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、5月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、同19日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同28日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月29日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

（９）復興庁設置法等改正案

東日本大震災からの復興の状況を踏まえ、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の廃止期限の延長、復興推進計画等に基づく特例措置の対象となる地域の重点化、福島県による福島復興再生計画の作成及び国の認定、復興に係る必要な財源に関する所要の措置等を講じる「復興庁設置法等

の一部を改正する法律案」(閣法第33号)が、3月3日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月14日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された東日本大震災復興特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同19日から質疑を行った。同21日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月22日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月27日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された東日本大震災復興特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同29日から質疑を行った。6月3日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(10) 社会福祉法等改正案

地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に行う市町村の事業に対する交付金の創設、地域の特性に応じた介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、社会福祉連携推進法人制度の創設、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化等の措置を講じる「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案」(閣法第43号)が、3月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月12日の本会議で、同法律案、「介護・障害福祉従事者の人材

確保に関する特別措置法案」(衆第11号)、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案」(衆第12号)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律案」(衆第13号)の趣旨説明を順次聴取し、質疑を行った。その後、各法律案が付託された厚生労働委員会で、同13日に趣旨説明を順次聴取し、同15日から質疑を行った。同22日に閣法第43号について質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、5月29日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された厚生労働委員会で、6月2日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同4日に質疑を終局した後、討論を行い、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は討論の後、可決され、成立した。

(11) 自動車運転処罰法改正案

自動車運転による死傷事犯の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、危険運転致死傷罪の対象となる行為の追加を行う「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第42号)が、3月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された法務委員会で、5月22日に趣旨説明を聴取し、同27日に質疑を行った。同日に質疑

を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

5月28日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された法務委員会で、6月2日に趣旨説明を聴取し、同日から質疑を行った。同4日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(12) 著作権法改正案

著作物等の公正な利用を図るとともに著作権等の適切な保護に資するため、いわゆるインターネット上の海賊版による被害の拡大を防止するための措置等を講じる「著作権法及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律の一部を改正する法律案」(閣法第49号)が、3月10日、衆議院に提出された。

衆議院では、同法律案が付託された文部科学委員会で、5月15日に趣旨説明を聴取し、同20日から質疑を行った。同22日に質疑を終局した後、立国社が提出した修正案の趣旨説明を聴取し、採決の結果、修正案を否決し、原案どおり可決すべきものと決定した。

5月26日の本会議において、同法律案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、同法律案が付託された文教科学委員会で、5月28日に趣旨説明を聴取し、6月2日から質疑を行った。同4日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月5日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

(13) 公益通報者保護法改正案

公益通報者及び通報対象事実の範囲の拡大並びに公益通報者の保護の強化を行うとともに、事業者に対して必要な体制の整備等を義務付ける等の措置を講じる「公益通報者保護法の一部を改正する法律案」(閣法第41号)が、3月6日、衆議院に提出された。

衆議院では、5月15日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された消費者問題に関する特別委員会で、同日に趣旨説明を聴取し、同19日から質疑を行った。同21日に質疑を終局した後、自民、立国社、公明、共産及び維新の5派共同提出の修正案について趣旨説明を聴取し、原案及び修正案について討論を行い、採決の結果、修正案について可決し、同法律案を修正議決すべきものと決定した。

5月22日の本会議において、同法律案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、6月3日の本会議で趣旨説明を聴取し、質疑を行った。その後、同法律案が付託された地方創生及び消費者問題に関する特別委員会で、同日に趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴取し、同日から質疑を行った。同5日に質疑を終局し、採決の結果、同法律案を可決すべきものと決定した。

6月8日の本会議において、同法律案は可決され、成立した。

国際経済・外交に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会及び資源エネルギーに関する調査会は、いずれも6月10日に1年目における調査を取りまとめ

た調査報告書（中間報告）を議長に提出し、同12日の本会議で各調査会長が報告を行った。

5 その他

（１）国会同意人事案件

今国会に提出された17機関41名の国会同意人事案件は、両議院の同意を得た。

（２）情報監視審査会

審査会は5回開催された。2月13日、同19日及び6月5日は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、政府からの説明聴取及び質疑を行った。5月29日には特定秘密の提示を求めることを決定し、6月5日に警察庁から提示された特定秘密について政府から説明を聴取し、質疑を行った。6月16日には、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告に関する件について、衛藤国土大臣に対し質疑を行い、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告に関する件について、政府に対し質疑を行った。

（３）行政監視

参議院改革協議会が平成30年6月1日に取りまとめた報告書において、参議院は「これまで取り組んできた決算審査の充実とともに、行政の適正な執行を監視、監督することを活動の柱の一つとし、行政監視機能の強化に議院全体として取り組む」こととされ、本会議を起点とした新たな行政監視の年間サイクルの構築と

行政監視委員会の活動の一層の充実に向けた取組について記された。また、同報告書を踏まえた参議院規則の改正により、同委員会は少なくとも毎年1回、行政監視の実施の状況等を議院に報告するものとされた。

これを受け、行政監視委員会は、6月1日に、行政監視の実施の状況等に関する報告書を議長に提出し、同3日の本会議で委員長が報告を行った。

また、新たな年間サイクルの起点として、6月5日の本会議で、高市総務大臣から令和元年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告を聴取し、質疑を行った。

（４）新型コロナウイルス感染症対策本部の設置等及び2020年東京オリンピック・東京パラリンピックの延期に関する報告

4月3日の本会議で、安倍内閣総理大臣から新型コロナウイルス感染症対策本部（新型インフルエンザ等対策特別措置法第15条に定める政府対策本部）の設置等及び2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の延期に関する報告を聴取し、質疑を行った。